

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区長（以下「処分庁」という。）が、令和6年3月28日付けの特別障害者手当認定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当認定処分（以下「本件処分」という。）のうち、有期認定（2年）とした部分又は当該認定処分について、取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

#### 1 理由付記不備

本件処分は、形式上認容処分であるが、本件認定請求書には特段有期認定を許容する記載はないことから、本件は申請に対する一部却下処分であり、行政手続法上の理由付記が求められる。

本件処分通知書には、処分理由は書かれていない。また、有期認定とした本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否かが全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

#### 2 予後に関する検討不尽

本件各診断書によると、いずれも将来再認定は不要となっている。また、身体障害者手帳用の診断書においても、重症化の場合のみ再認定が必要となっている。手当の認定に係る障害の程度が軽症化しない以上、受給の判定の限りにおいては有期認定とする意味はない。

したがって、本件処分は違法ないし不当である。

#### 3 再認定時期の不当

処分庁は、2年間の有期認定を前提として令和7年10月を再認定期（診断書の作成時期）としているが、令和6年1月（手当の支給開始年月）から2年間と比較し、3か月程度不利である。2年間の有期認定とする処分と実質的に背反するものであり、違法ないし不当である。

#### 4 処理基準に違背

法の処理基準では、診断書が省略できるものとして、障害基礎年金1級受給者が挙げられているにもかかわらず、処分庁は、診断書の省略の有無又は追加資料としての取扱いを行わなかった。処理基準に違背するものである。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過          |
|------------|---------------|
| 令和7年 3月13日 | 諮問            |
| 令和7年 3月19日 | 請求人から主張書面を收受  |
| 令和7年 4月22日 | 請求人から主張書面を收受  |
| 令和7年 5月22日 | 請求人から主張書面を收受  |
| 令和7年 6月25日 | 審議（第101回第3部会） |
| 令和7年 7月23日 | 審議（第102回第3部会） |

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### 1 法令等の定め

##### (1) 法令の定め

法26条の2は、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するとしている。

法2条3項は、「特別障害者」について、「20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活にお

いて常時特別の介護を必要とする者」と定義し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）1条2項は、法2条3項の「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」について、次に定めるとおりとするとしている。

一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第2（以下「別表第2」という。別紙3参照）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの

二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの

三 身体機能の障害等が政令別表第1（以下「別表第1」という。別紙3参照）各号（10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

法26条の5において準用する法19条は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

法26条の5において準用する法5条の2第1項は、手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）16条において準用する省令3条1項は、手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

## （2）認定基準等

ア 「特別障害者手当制度の創設等について」（昭和60年12月28日社更第160号厚生省社会・児童家庭局長連名通知。以下「手当制度通知」という。）第2・3は、手当の障害程度の認定は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（下記イ）及び次により行うこととしている。

上記の「次により行うこと」として、手当制度通知第2・3・(4)

は、実施機関において障害程度の認定を行うことが困難な事例については、都道府県本庁に必要に応じて照会し、制度の適切かつ統一的運用を図ること、同・(5)は、障害程度の認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定することとしている。

イ 手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準（政令1条2項に該当する程度の障害の認定基準）である「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙。以下「認定基準」という。）第一は、共通的一般事項として、障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこと（同・3）、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会すること（同・7）、障害の程度についての認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定すること（以下「有期認定」という。）としている（同・8）。

そして、認定基準第三は、政令1条2項各号に該当する障害の程度について、別紙4のとおり、障害の種別ごとの具体的な個別基準を定めている。

ウ また、有期認定について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙。以下「認定要領」という。）2・(5)は、「ア 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこと。」、「イ (略) 慢性疾患等で障害の原因となつた傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこと。」、「ウ その他必要な場合には、イにかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこと。なお、この場合は、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めること。」としている。

上記の取扱いは、特別児童扶養手当に係るものではあるが、法26条の5が特別児童扶養手当の支給期間に係る法5条の2第1項を準用していることに鑑みて、手当についても当てはまるものという

ことができる。

エ 法39条の2は、法の規定により都道府県、市（ここには特別区が含まれる。）又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、手当制度通知（第二・3）、認定基準及び認定要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

### （1）手当の受給資格について

本件各診断書は「肢体不自由用」（本件診断書1）及び「肝臓・血液疾患及びその他の疾患用」（本件診断書2）であるところ、本件診断書1の「障害の原因となった傷病名」は「〇〇症候群 腰椎骨折」（別紙1・1）とされ、「〇〇症候群による頑固な慢性疼痛、特に背部一腰部の疼痛のためにごく短時間の立位が可能であるが終日臥位での生活を余儀なくされており、長期的に臥位のため廃用進行している」（同・9）、「左右足背部に軽度の感覚障害」がある（同・6・(1)）と診断されていること、本件診断書2は「その他の疾患用」であり、「障害の原因となった傷病名」は「〇〇症候群」（別紙2・1）とされていることから、本件においては、請求人の両下肢、体幹及びその他の疾患の程度が政令1条2項の「著しく重度の障害の状態」に該当するかどうか、以下検討する。

#### ア 政令1条2項1号該当性

認定基準第三・1によれば、政令1条2項1号に該当する障害の程度とは、別表第2各号に掲げる障害が重複するものとするとされている。

##### （ア）両下肢の機能障害について

別表第2第4号（両下肢の機能障害）は、「両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの」とされているところ、本件診断書1によれば、請求人の股、膝及び足の3大関節（左右）は、いずれも、関節可動域に問題なく、関節運動筋力は正常又はやや減とされており（別紙1・6・(8)）、両下肢の機能に著しい障害を有するものということはできない。また、両下肢を足関節以上で欠くものにも該当しないことから、認定基準第三・1・(4)の要件に該当せず、別表第2第4号には該当しない。

##### （イ）体幹の機能障害について

別表第2第5号（体幹の機能障害）は、「体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とされており、認定基準第三・1・(5)・イによれば、「座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることができるものをいう」とされているところ、本件診断書1によれば、請求人は「すわる（正座・横すわり、あぐら、脚なげ出し（このような姿勢を持続する）」及び「立ち上る」はいずれも「×」（ひとりでは全くできない場合）に該当すると診断されていることから（別紙1・8・(12)及び(15)）、別表第2第5号の「座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有する」と認められ、同号に該当する。

(ウ) その他の疾患について

別表第2第6号（その他の疾患）は、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」とされており、認定基準第三・1・(7)・ウによれば、「臨床所見はあくまで『常時安静、就床を要する程度』のものであり、それを裏付ける所見が必要となる」とされているところ、本件診断書2によれば、請求人については、安静を要する程度は「ベッド上の安静」とされ（別紙2・7）、活動能力の程度は「身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている」と診断されていることから（同・8）、「常時安静、就床を要する程度」と認められ、別表第2第6号に該当する。

(イ) 上記(ア)から(ウ)までのとおり、請求人は、別表第2各号に掲げる障害のうち5号及び6号に該当し、政令1条2項1号に該当する。

イ 上記アのとおり、請求人の障害の程度は、政令1条2項1号に該当することから、その余の点について検討しなくとも、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」にあるということができる。

(2) 有期認定について

手当制度通知及び認定基準によれば、①障害程度についての認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定すること（手当制度通知第2・3・(5)及び認定基準第一・8）、②実施機関において障害程度の認定を行うことが困難又は疑義を生ずる場合においては、当該障害程度の認定について都道府県に照会し、制度の適切かつ統一的運用を図ること（手当制度通知第2・3・(4)及び認定基準第一・7）とされているところ、○○区から照会を受けた東京都は、請求人の障害程度について、政令1条2項1号に該当すると判定した上で、「有期2年」と回答したことが認められる（第3・3）。

また、本件診断書1の記載内容をみると、上記(1)・ア・(イ)のとおり、日常生活動作の障害程度のうち、体幹の機能障害に関連する「すわる」及び「立ち上る」は×（ひとりでは全くできない場合）とされている一方で、体幹の屈曲は40度あり、運動麻痺はなく、体幹の関節運動筋力は正常又はやや減であるとされており（別紙1・6・(4)・イ及び(8)）、下肢の関節可動域や関節運動筋力についても特段問題はみられず、補助用具を使用することなく、「歩く（屋内・戸外）」は△（ひとりでできてもうまくできない場合）と診断されていることからすると（同・6・(8)、7及び8・(13)）、障害程度の変動の可能性を勘案する必要があるとした処分庁の判断は合理的というべきである。

さらに、本件各診断書によれば、請求人は、後天性の○○症候群による慢性疼痛とされており、年齢も○○歳代であることから、今後、障害の状態が変動することは否定できない。

以上のとおり、処分庁は、東京都の協議回答を踏まえた上で、過去の判定経歴、年齢、現症等に鑑みて、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案し、2年の有期認定としたのであって、この判断に不合理な点は認められない。

(3) したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正になされたものということができる。

### 3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第3・1のとおり、本件処分は申請に対する一部却下処分であり、行政手続法上の理由付記が求められるにもかかわらず、本件処分通知書には処分理由が書かれていないため、理由付記の不備があると主張する。

しかし、有期認定は、受給資格の認定の適正を期すために設けられたものであって（認定基準第一・8）、過去の判定経歴、年齢、育成医

療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案した上で、処分庁において定めることが予定されていること（認定要領2・(5)）、また、省令様式第5号所定の手当の認定請求書は、受給資格者が認定の期間の有無を指定して認定の請求をするものとして定められていないことを併せ考慮すると、法は、手当の受給資格の認定に当たり、有期認定がされることについて、これを申請に対する一部却下処分であるというものではないと解される。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

- (2) また、請求人は、第3・2及び3のとおり、有期認定とされたことや、有期認定を2年としながら令和7年10月を再認定時期としていることについても、違法ないし不当であると主張する。

しかし、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりである。また、本件各診断書の作成年月日はいずれも令和5年9月14日であり、同日を起算日として再認定時期を定めることになるのであるから、処分庁がその2年後の令和7年10月に再度障害の状態を確認する必要があるとしたことにも、特段の不合理は認められない。

したがって、請求人の主張はいずれも理由がない。

- (3) さらに、請求人は、第3・4のとおり、法の処理基準では、診断書が省略できるものとして、障害基礎年金1級受給者が挙げられているにもかかわらず、処分庁は、診断書の省略の有無又は追加資料としての取扱いを行わなかった点において、違法ないし不当がある旨主張する。

しかし、手当の受給資格に係る認定の判断は、原則として特別障害者手当認定請求書に添付された特別障害者手当認定診断書を基に行うこととされているところ（上記1・(2)・イ）、本件請求において、請求人から提出があった診断書は本件各診断書であるのだから、処分庁が当該各診断書の記載内容に基づき、請求人の障害の状態について検討を行い、手当の受給資格について判断したことに不合理な点は認められない。

したがって、請求人の主張は理由がない。

- (4) なお、請求人より、令和7年3月15日付け、同年4月19日付け及び同年5月21日付けで、審理員意見書に対する主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、本件処分については、上記2のとおり、処分時における処分庁の認定判断に不合理な点があつ

たということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1ないし別紙4 (略)